

京都市博物館の登録に関する規則を公布する。

平成27年3月12日

京都市教育委員会
委員長職務代理 星川茂一

京都市教育委員会規則第8号

京都市博物館の登録に関する規則

(登録)

第1条 博物館法（以下「法」という。）第10条に規定する博物館登録原簿は、第1号様式とする。

(登録の申請)

第2条 法第11条第1項に規定する登録申請書は、第2号様式とする。

2 法第11条第2項各号に規定する博物館資料の目録は、第3号様式とする。

(登録要件の審査)

第3条 教育委員会は、法第12条の規定による登録要件の審査をするために必要があると認めるときは、法第10条の規定による登録を受けようとする者に対し資料の提出を求め、適当と認める者の意見を聴き、又は実地について調査することができる。

(登録事項等の変更)

第4条 法第13条第1項による届出は、同項に規定する変更があった日から30日以内に、博物館登録事項等変更届（第4号様式）により行うものとする。

(博物館の廃止)

第5条 法第15条第1項による届出は、博物館を廃止した日から30日以内に、博物館廃止届（第5号様式）により行うものとする。

(告示)

第6条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- (1) 法第10条の規定による登録をしたとき。
- (2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき。
- (3) 法第14条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第15条第2項の規定による登録の抹消をしたとき。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第1条関係）

博物館登録原簿

事 項	登 録	登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	第 号		
設置者の名称及び 私立博物館にあつ ては設置者の住所			
名 称			
所 在 地			
備 考			

第2号様式（第2条関係）

博物館登録申請書

(宛先) 京都市教育委員会	年 月 日
設置者の住所	設置者の名称及び代表者名 印

博物館法第11条の規定により博物館の登録を申請します。	
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
開館の年月日	年 月 日

第3号様式（第2条関係）

博物館資料の目録

資料の種別	資料の種類及び数量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

注 詳細な目録の内容は、別に添付してください。

第4号様式（第4条関係）

博物館登録事項等変更届

(宛先) 京都市教育委員会	年 月 日
設置者の住所	設置者の名称及び代表者名 印

博物館法第13条第1項の規定により登録事項等の変更を届け出ます。	
博物館の名称	
変更事項の種別	
変更年月日	年 月 日
変更内容	
変更の理由	

第5号様式（第5条関係）

博物館廃止届

(宛先) 京都市教育委員会	年 月 日
設置者の住所	設置者の名称及び代表者名 印

博物館法第15条第1項の規定により博物館の廃止を届け出ます。	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止後の処置	

(教育委員会事務局生涯学習部)